

令和2年度第23回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：令和3年3月9日
 担当部・課：健康部保険年金課〔内線2332〕

① 件名
新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する国民健康保険傷病手当金の支給に係る適用期間の再延長について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険の被保険者（被用者に限る）に対する傷病手当金の支給については、国の財政支援における支給基準に基づき適用期間の終期を令和3年3月31日までとしていたところであるが、今般、国より本取扱いについて、令和3年6月30日まで延長する方針が示された。</p> <p>【目的】 国民健康保険傷病手当金の支給に係る適用期間を延長することにより、国民健康保険に加入する被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる症状を有する者が休みやすい環境を整え、感染拡大の防止を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号） 石巻市国民健康保険条例（平成17年条例第164号） 【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和2年3月10日 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策本部において「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾」が決定</p> <p>同日 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給等について（厚生労働省保険局事務連絡）</p> <p>令和2年4月27日 第1回臨時庁議に付議</p> <p>5月 1日 令和2年市議会第1回臨時会において石巻市国民健康保険条例の一部を改正する条例が議決（令和2年5月1日施行）</p> <p>8月 17日 国民健康保険及び後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る今後の財政支援について（厚生労働省保険局事務連絡）</p> <p>9月 24日 石巻市国民健康保険条例施行規則の一部改正（令和2年9月24日施行）</p> <p>25日 適用期間の延長について市ホームページにて周知</p> <p>10月 6日 石巻市国民健康保険条例施行規則の一部改正について第13回庁議に報告</p> <p>11月 18日 国民健康保険及び後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る今後の財政支援について（厚生労働省保険局事務連絡）</p> <p>12月 1日 石巻市国民健康保険条例施行規則の一部改正（令和2年12月1日施行）</p> <p>2日 適用期間の延長について市ホームページにて周知</p> <p>令和3年2月19日 国民健康保険及び後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る今後の財政支援について（厚生労働省保険局事務連絡）</p>

⑤ 主な内容

石巻市国民健康保険条例施行規則の一部を改正し、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する国民健康保険傷病手当金の支給に係る適用期間を、令和3年6月30日まで延長する。
なお、対象者、支給要件等は従前のとおりとする。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

適用期間を延長することにより、引き続き国民健康保険に加入する被用者が休みやすい環境が整備され、感染拡大の防止が図られる。

【市財政への負担】

傷病手当金支給見込額（令和3年度）

一日当たり支給額※ A	支給対象者数 B	一人当たり支給日数 C	見込額 $A \times B \times C$
7,900円	17人	14日	1,881千円

※一日当たり支給額：平均給与収入日額（「国税庁民間給与実態統計調査」の事業所規模別調査、被用者1～4人を参考とし、年間稼働日数を260日として算出）の2／3
(財源)

国民健康保険傷病手当金の支給に係る財政支援予定：特別調整交付金10／10

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内各自治体及び宮城県後期高齢者医療広域連合においても、同様の改正を行う。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和3年 3月 市議会第1回定例会に当初補正予算案を提案
同月 石巻市国民健康保険条例施行規則の一部改正（公布の日から施行）

⑨ その他